

令和6年度 大田区 小規模・事業所内保育所の指導検査

概要編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
- 3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制
- 4 指導検査対象保育施設数の推移
- 5 区の一般的な指導検査の流れ
- 6 大田区における助言・指導の体制
- 7 令和5年度 主な文書指摘（認可・小規模等）
- 8 令和6年度指導検査の重点項目
- 9 大田区指導検査結果の公表
- 10 指導検査における負担軽減について
- 11 指導検査の意義

1 指導検査の目的 と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。（指導検査実施方針）

■ 指導検査の目的

◆大田区指導検査実施要綱（第2条）

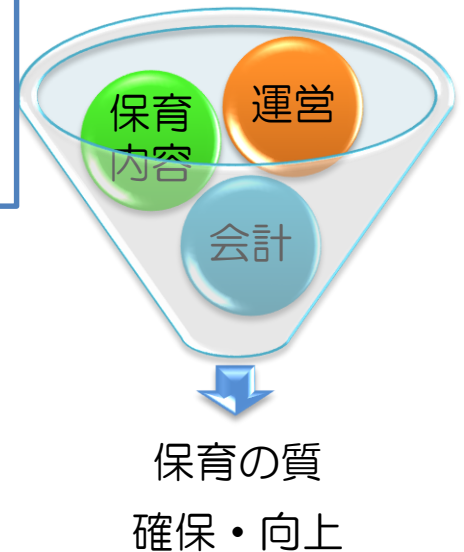
指導検査は、児童福祉法、子ども・子育て支援法などの関係法令に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

■ 指導検査の法的根拠

◆児童福祉法第34の17 及び 子ども子育て支援法第14条、第50条に基づく指導検査

児童福祉法に基づき家庭的保育事業等が認可基準に達しているかについて指導検査を実施すると共に、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付を対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を区市町村が実施する。

大田区は、平成28年9月から児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく指導検査（実地検査）を開始した。



2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 大田区の給付の対象施設・事業として求める運営基準の条例等

- ・ 大田区条例・・・大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第38号）（設備運営基準条例）
- ・ 大田区要綱・・・大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱（平成28年7月28日 28こ保発第11367号）（事務取扱要綱）
- ・ 大田区条例・・・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第37号）（運営基準条例）
- ・ 大田区要綱・・・大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱(平成27年3月31日27こ保発第14187号)（運営費支給要綱）

■ 大田区は主に区の認可基準と運営基準の遵守状況を確認する。

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、国からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①大田区が独自に上乘せして定めた内容
- ②施設の利用手続き、経理内容、給付費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ③管理運営に関する内容（各種規程類の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ④設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ⑤他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都		大田区	
	認可保育所		小規模(事業所内)保育事業所(A型・B型)	
設置者が遵守すべき基準の策定	<p>■ 児童福祉施設（保育所）の認可</p> <p>認可基準<都条例> (児童福祉法第45条第1項)</p>	<p>◎ 施設型給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第34条)</p>	<p>◎ 家庭的保育事業等の認可</p> <p>認可基準<区条例> (児童福祉法第34条の16)</p>	<p>◎ 地域型保育給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第46条)</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督 (児童福祉法第46条第1項)</p> <p>法第45条第1項の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、38条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (児童福祉法第34の17①)</p> <p>法第34条の16の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、50条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査
処分等	<p>■ 都による勧告・命令 (児童福祉法第46条第3・4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき <p>→改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→改善勧告、公表、改善命令</p> <p>◎確認取消し等 (支援法第40条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 ・施設型給付費の不正請求があった場合 <p>→確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (児童福祉法第34条の17③・④)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき <p>→改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第51条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→改善勧告、公表、改善命令</p> <p>■確認取消し等 (支援法第52条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 ・施設型給付費の不正請求があった場合 <p>→確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>

4 指導検査対象保育施設数の推移

1.指導検査対象保育施設の施設数の推移（増加数）（令和6年4月1日現在）

No	保育所種別	H27	R3	R4	R5	R6	R6-H27
1	私立認可保育所	57	153	155	155	155	98
2	小規模保育所	12	25	25	25	25	13
3	事業所内保育所	0	3	3	3	3	3
4	定期利用保育室	5	3	3	3	3	-2
5	東京都認証保育所		40	37	36	34	34
6	認可外保育施設		28	28	19	17	17
	合計	74	252	251	241	237	163

2.経営主体別の保育施設数（私立認可保育所と小規模・事業所内保育所）（令和6年4月1日現在）

No	経営主体	私立認可 保育所	小規模・ 事業所内	計
1	株式会社	101	24	125
2	社会福祉法人	43	4	47
3	学校法人	7	0	7
4	NPO法人	2	0	2
5	宗教法人	1	0	1
6	個人	1	0	1
	合計	155	28	183

5 区の一般的な指導検査の流れ

1 子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査

- ① 施設調査書の提出（全施設）（7月4日提出期限（予定））
- ② 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ③ 実地検査の実施
- ④ 検査結果通知の送付
- ⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑥ 改善状況報告書の確認（再提出）

次回検査
への反映

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

2 特別指導検査の実施 （子ども・子育て支援法第50条）

上記1の一般指導検査から移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」特別指導検査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても特別指導検査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第51条）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第52条）

6 大田区における助言・指導の体制

大田区保育サービス課が、保育の質の確保・向上のため、各保育施設に実施する助言・指導について

■ 指導検査担当による指導検査（児福34条の17、支援法14条、50条）

指導検査担当が、運営、保育内容、会計について検査し、必要な助言及び指導を実施。必要に応じ是正等の措置をとるべきことを勧告。

■ 保育士による巡回指導（児福34条の17、支援法14条）

大田区立保育園の保育経験者（保育士）が、各保育所を巡回し、主に保育内容等を確認し、指導・助言。
⇒ 年2回程度実施

■ 栄養士による巡回指導（児福34条の17、支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ栄養士が、各保育所を巡回し、主に栄養管理や衛生管理等を確認し、指導・助言。⇒ 年2回程度実施

■ 看護師による巡回指導（児福34条の17、支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ看護師が、各保育所を巡回し、主に養護・保健面の相談や衛生環境等を確認し、指導・助言。⇒ 必要に応じ実施

7-1 令和5年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

- 運営管理 全107施設（内訳：認可保育所79施設、小規模・事業所内保育所28施設）の实地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	避難訓練や消火訓練を実施していない月があった。	4	2	6
2	施設長が専任となっていない。		5	5
3	主任保育士専任加算を受けている主任保育士がシフトに入っていた。	2		2
4	その他	1	1	2
	合計	7	8	15

■ 保育内容 全107施設（内訳：認可保育所79施設、小規模・事業所内保育所28施設）の实地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が未実施である。	9	3	12
2	児童の事故防止に配慮していない。	7	4	11
3	調理・調乳担当者の検便が未実施である。	7	2	9
4	保育士が適正に配置されていない。	7	1	8
5	調理・調乳担当者の健康チェックが未実施である。		3	3
6	保護者に負担させることが適当でない物は園で用意すべきところ、保護者に負担させている。	3		3
7	献立が未作成である。	1	2	3
8	入所時の健康診断が未実施である。	2		2
9	健康診断が（未実施・回数不足）である。	2		2
10	その他	1	3	4
	合計	39	18	57

■ 会計経理 全107施設（内訳：認可保育所79施設、小規模・事業所内保育所28施設）の实地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事業	合計
1	資金移動を適正に行っていない。	2	0	2
2	前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない。	2	0	2
3	当期末支払資金残高を当該年度の運営費収入の30%を超えて保有している。	2	0	2
4	その他	2	0	2
	合計	8	0	8

8-1 令和6年度指導検査の重点項目（運営管理）

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か
- (ウ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか
- (エ) 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか

イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- (イ) 消防計画に基づく避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか
- (ウ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか
- (エ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか

ウ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか
- (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか

8-2 令和6年度指導検査の重点項目(保育内容)

ア 保育所保育指針に基づく保育

(ア) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

(ア) こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか

(イ) 食物アレルギー等のこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか

(ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか

(ウ) 安全点検を定期的の実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか

(エ) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか

(オ) 上記(ア)～(エ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか

(カ) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか

8-3 令和6年度指導検査の重点項目(会計経理)

ア 「経理等通知」等が遵守されているか

(ア) 支出内容は適正か

(イ) 弾力運用は要件を満たしているか

(ウ) 本部運営経費の充当が適正に行われているか

イ 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか

(ア) 保育所ごとに区分し作成されているか

(イ) 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか

ウ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱が遵守されているか

(ア) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか

(イ) 賃金の改善が行われているか

9 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第15条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地
- ② 施設名称
- ③ 設置者
- ④ 検査実施日
- ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容
- ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども家庭部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査(検査)結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) ⇒ 指導監査(検査)結果報告書)

10 指導検査における負担軽減について

1 実地検査時準備資料の削減

施設の備付帳簿のうち検査で優先的に確認する帳票を絞ることで、準備負担軽減を図る。

2 会計一括検査の実施

(1) 会計一括検査方式の目的

- ・ 本社等で会計処理をまとめて実施している事業者の会計担当職員等の検査対応負荷の軽減
- ・ 複数園に共通の会計処理等について一括で確認をすることによる検査の効率化・均一化
- ・ 会計検査員及び会計担当職員が実地検査で来園しなくなることによる園の負担軽減

(2) 令和6年度対象事業者：以下の要件を満たし、一括検査を希望する事業者

- ・ 本年度に、同一法人が区内で運営する4カ所以上の私立認可保育所、小規模保育所について実地検査の対象となる事業者
- ・ 本社等で会計処理をまとめて実施している事業者
- ・ 検査スペースが確保できる事業者

(3) 会計一括検査の実施方法

- ・ 運営・保育分野の実地検査は、従来どおり各施設において個別に実施。
- ・ 会計一括検査の対象事業所数により、本社等に訪問する検査員の人数は2名ないし3名とする。
- ・ 会計一括検査については、実施の1カ月前を目途に通知する。
- ・ 実地検査のうち、1か所は、各施設で通常検査をする。

3 施設調査書作成量の軽減

令和5年度に、施設調査書の内容を見直し、ページ数を大幅削減。

令和4年度から、大田区版の施設調査書の過年度データ取り込み機能を試行提供開始している。

※ オフィスソフトのバージョンの違いや、マクロ機能に対する各法人のセキュリティが様々であり。

マクロが使用できない施設がある。大田区も当年度システム更新が予定されておりマクロが従来どおり機能するか、検証が必要となっている。

指導検査の意義

- 子どものため . . . 保育の質の向上
- 保護者のため . . . 安心・安全の確保
- 園及び職員のため . . . リスクマネジメント

※ 今後ともご協力をお願い申し上げます。